

出題の傾向

第2問『組合の経済事業』 【語群選択】

- 組合の経済事業全般が取り上げられており、主に組合の各種共同事業について、その仕組みや運営方法を理解してもらい、さらには、『官公需共同受注事業』についての基本的事項が出題される傾向がある。

令和5年：共同事業の運営、共同販売事業、共同購買事業、共同受注事業、
共同検査事業、共同金融事業

令和4年：共同事業の運営、共同販売事業、共同購買事業、共同受注事業、
官公需共同受注事業、共同金融事業

令和3年：共同事業の運営、共同販売事業、共同購買事業、共同受注事業、
官公需共同受注事業、共同金融事業、

令和2年：共同事業の組合員外利用、共同販売事業、共同購買事業、共同受注事業、
官公需共同受注事業、共同金融事業、

令和6年度の振り返り

【第2問】問題と考え方①

★『組合の経済事業』【語群選択】の問題になっており、今までの傾向と変わらない。

次の文章の1. ～ 5. は中小企業組合の共同経済事業について、6. ～ 10. は中小企業組合の共同金融事業について述べたものである。文中の□①～□⑤の中には下記語群ア. ～ コ. の中から、□⑥～□⑩の中には下記語群タ. ～ ノ. の中から最も適切な語句を選び、その記号を解答用紙の解答欄に記入しなさい。

〔①～⑤の語群〕

ア. 共同加工

イ. 買取販売

ウ. 共同購買

エ. 受注者

オ. 見込み仕入

カ. 発注者

キ. 奉仕の原則

ク. 許可

ケ. 政治的中立の原則

コ. 証明

〔⑥～⑩の語群〕

タ. 妥当性

チ. 根抵当権

ツ. 後払い

テ. 抵当権

ト. 確実性

ナ. 理事会

ニ. 余剰

ヌ. 前払い

ネ. 定款

ノ. 転貸

令和6年度の振り返り

【第2問】問題と考え方①

〔①～⑤の語群〕

ア. 共同加工
オ. 見込み仕入
ケ. 政治的中立の原則

イ. 買取販売
カ. 発注者
コ. 証明

ウ. 共同購買
キ. 奉仕の原則

エ. 受注者
ク. 許可

1. 共同事業の利用は、一部特定の組合員に偏ることなく組合員全員が公平に利用できるよう工夫する必要があるが、異業種組合等であって一部の組合員のみに利用されていても、組合事業の利用の機会が公平に与えられている場合は、いわゆる **奉仕の原則** に反しないものと解されている。
2. **共同加工** 事業は、組合員の生産過程における原材料、中間製品などの加工や、中間製品に加工を施して完成品とするなどの工程を共同化する事業で、機械組合での鍛造・鍍金等多くの例が挙げられる。
3. 共同購買事業において、在庫管理が最も重要なのは **見込み仕入** の場合であり、委託仕入や斡旋などの場合はそれほど重要ではない。
4. 共同受注事業の一括受注では、組合と **発注者** との間において取引上の債権債務関係が発生することから、組合が当事者として取引契約を履行できるだけの実力を備えておくことが重要である。
5. 官公需適格組合の **証明** を受けたとしても、以後、官公需を必ず受注できることにはならないので、受注のための営業努力は必要であるが、競争参加資格審査に際して有利になる。

令和6年度の振り返り

【第2問】問題と考え方②

〔⑥～⑩の語群〕

タ. 妥当性
ナ. 理事会

チ. 根抵当権
ニ. 余剰

ツ. 後払い
ヌ. 前払い

テ. 抵当権
ネ. 定款

ト. 確実性
ノ. 転貸

6. 組合が組合員に対して金銭を貸し付ける場合、その貸付けは組合員が事業を行うために必要な資金に限られ、組合員個人やその家族の生活資金及び他人への**転貸**資金を貸し付けることはできない。
7. 債務の保証に当たり、組合は**定款**で定める金融機関に対してのみ組合員の債務を保証することができる。
8. 貸付けの際の利率は、金融事業規約などにより定められた利率を適用する。利払方法については、手形貸付及び手形割引は**前払い**とし、証書貸付は前払い又は後払いとする。
9. 金融事業が数次反復して行われることが予想される場合には、手数と費用の節約の観点から**根抵当権**の設定が望ましい。
10. 貸付金額は、申込まれた資金の必要性、**妥当性**と返済能力、担保力を総合的に勘案して決定する。